

令和6年度

鹿島市特別職報酬等審議会資料

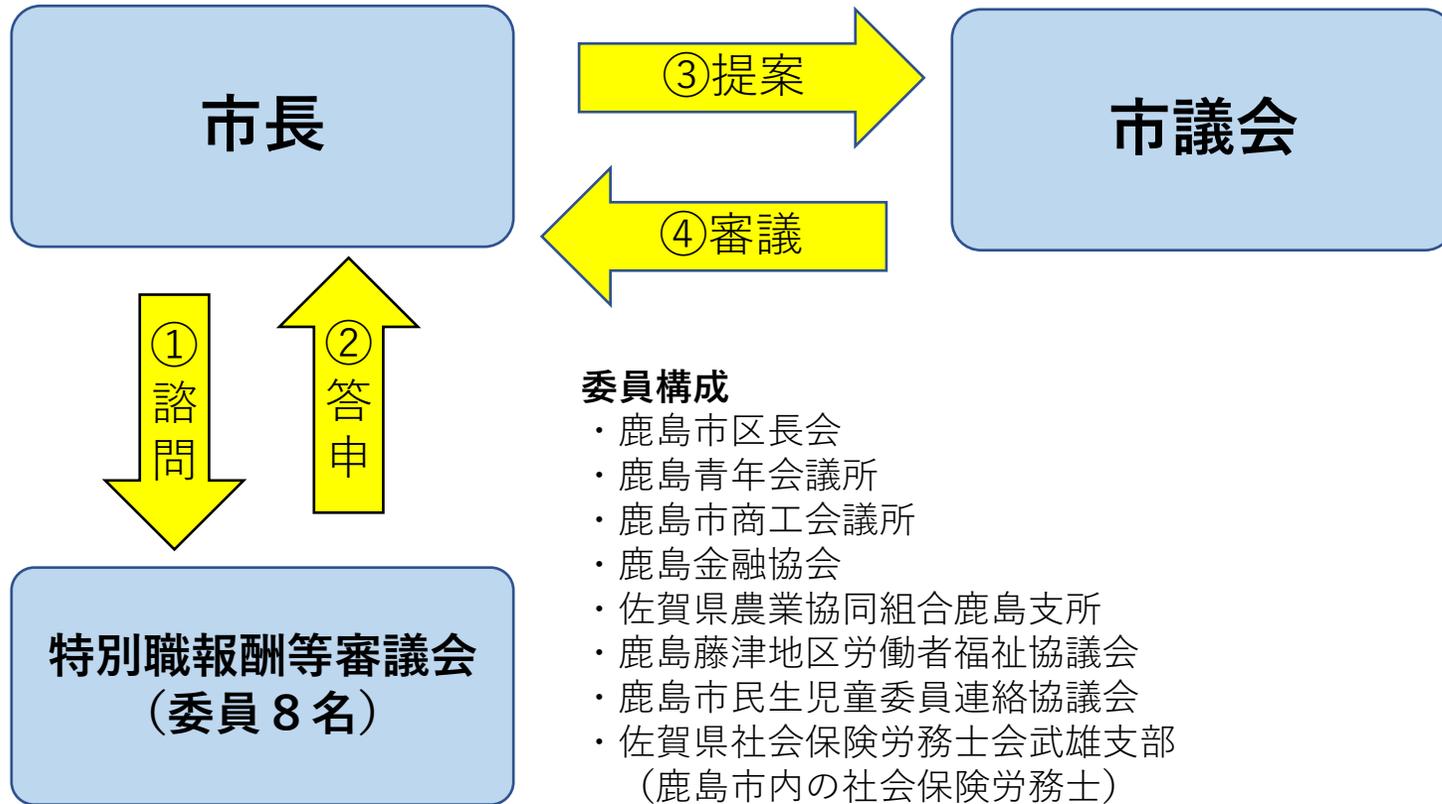
鹿 島 市

令和6年5月22日

【 目 次 】

○ 鹿島市特別職報酬等審議会について	1
○ 令和6年度 鹿島市特別職報酬等審議会委員名簿	2
○ 鹿島市特別職の給料・報酬改定状況	3
○ 県内10市の特別職報酬等の状況	4
○ 県内10市の議員定数、報酬等の状況	5
○ 職員（一般行政職）の平均給料月額推移（給与実態調査より）	6
○ 県内10市の人口・財政規模調（人口規模順）	7～8
○ （参考）令和5年佐賀市消費者物価の動向	9
○ （参考）鹿島市特別職報酬等審議会条例	10
○ （参考）鹿島市特別職の報酬等の条例	11～13

鹿島市特別職報酬等審議会について（概要）



(参考) 鹿島市特別職報酬等審議会条例 (抜粋)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため鹿島市特別職報酬等審議会を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会の教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織し、その委員は鹿島市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつと、市長が任命する。

令和6年度 鹿島市特別職報酬等審議会委員名簿

(令和6年5月22日現在)

氏 名	推 薦 団 体
馬 場 悦 郎	鹿島市区長会
森 田 和 喜	佐賀県農業協同組合
森 孝 一	鹿島商工会議所
中 山 良 純	藤津鹿島地区労働者福祉協議会
藤 家 耕 子	鹿島市民生児童委員連絡協議会
山 崎 俊	鹿島青年会議所
山 田 敏 大	鹿島金融協会
植 松 理 加	佐賀県社会保険労務士会武雄支部

【鹿島市特別職の給料・報酬改定状況】

(金額単位：円)

改 正 年 月	市 長		副市長（助役）		議 長		副 議 長		議 員		教 育 長	
	給料月額	改定率	給料月額	改定率	報酬月額	改定率	報酬月額	改定率	報酬月額	改定率	給料月額	改定率
S52.12	540,000	10.20	418,000	10.00	220,000	22.20	190,000	18.80	183,000	22.00	308,000	10.00
S53.12	570,000	5.60	441,000	5.50	243,000	10.50	211,000	11.10	200,000	9.30	325,000	5.50
S55.4	600,000	5.30	460,000	4.30	270,000	11.10	226,000	7.10	215,000	7.50	365,000	12.30
S57.4					300,000	11.10	255,000	12.80	235,000	9.30		
S60.12	670,000	11.70	520,000	13.00	330,000	10.00	280,000	9.80	260,000	10.60	420,000	15.10
S63.12	750,000	11.90	580,000	11.50	380,000	15.20	320,000	14.30	300,000	15.40	470,000	11.90
H2.12	810,000	8.00	635,000	9.50	415,000	9.20	350,000	9.40	325,000	8.30		
H3.1											555,000	18.10
H4.12	860,000	6.20	675,000	6.30	441,000	6.30	372,000	6.30	345,000	6.20	590,000	6.30
H7.12	894,000	4.00	702,000	4.00	459,000	4.10	386,000	3.80	358,000	3.80	613,000	3.90
H15.1	875,000	△ 2.13	687,000	△ 2.14	452,000	△ 1.53	380,000	△ 1.55	352,000	△ 1.68	600,000	△ 2.12
H16.1	865,000	△ 1.14	679,000	△ 1.16	447,000	△ 1.11	376,000	△ 1.05	348,000	△ 1.14	593,000	△ 1.17
H17.10	778,000	△ 10.06	631,000	△ 7.07	438,000	△ 2.01	368,000	△ 2.13	341,000	△ 2.01		
H19.7					416,000	△ 5.02	350,000	△ 4.89	331,000	△ 2.93		
H25.10 ～H26.6	700,200	△ 10.00	567,900	△ 10.00							533,700	△ 10.00
H29.4	786,000	1.00	635,000	0.60	420,000	1.00	354,000	1.10	334,000	0.90	596,000	0.50
【参考】R5年度年収 ベースとした場合 (期末手当含)	12,505,260 (3.4月)		10,102,850 (3.4月)		6,682,200 (3.4月)		5,632,140 (3.4月)		5,313,940 (3.4月)		9,482,360 (3.4月)	

※ H25.10～H26.6までは、臨時特例による減額

※ 【参考】本市一般行政職の年収 平均5,503,665円、部長級の職員の年収 平均8,151,623円（期末勤勉手当4.5月分を含む）

【県内10市の特別職報酬等の状況調査】

(単位:円)

令和6年4月30日現在

市町名	人口 R6.3.31現在 (一部R6.4.1)	市長		副市長		教育長		議長		副議長		議員		R5審議会 開催状況	備 考	最終改定時期
佐賀市	227,066	1,039,000	1	820,000	1	679,000	2	692,000	1	607,000	1	553,000	1	予定なし	審議会:開催は不定期	R3.10.23 議会 H24.4.1
唐津市	114,875	963,000	2	770,000	2	690,000	1	532,000	2	486,000	2	464,000	2	R5年度 開催済	R5.11月答申 内容:議員報酬6%引き上げ R6.3改正条例/適用R7.2~(次期任期)	市長・教育長H17.1.1 副市長H19.4.1 議員R7.2(改定予定)
鳥栖市	74,071	956,000	3	766,000	3	629,000	5	493,000	3	441,000	3	413,000	3	1月から開催 継続審議中	適時開催(近年は4年ごとの開催)	H15.4.1
伊万里市	51,939	946,000	5	755,000	5	678,000	3	486,000	5	435,000	5	407,000	5	なし	適時開催(R2年度、R4年度開催)	H23.4.1
武雄市	47,202	950,000	4	760,000	4	670,000	4	490,000	4	440,000	4	410,000	4	なし R6年度は 開催検討中	H27.4改定	H27.4.1
多久市	17,796	813,000	8	652,000	8	571,000	8	441,000	7	371,000	7	345,000	7	なし R6年度 開催予定	審議会:開催は不定期	3役H22.4.1 議員H15.12.1
神埼市	30,332	829,000	6	655,000	7	570,000	9	400,000	9	332,000	9	310,000	9	R5.2~R5.11 で開催	H27.4改定 審議会:開催は不定期 R5の審議会では改正なし(その状況になら なかった)	3役H18.3.20 議員H27.4.1
小城市	44,109	823,000	7	659,000	6	598,000	6	460,000	6	401,000	6	374,000	6	なし	審議会:開催は不定期	H26.4.1 議会H30.2.4
嬉野市	24,580	768,000	10	635,000	9	562,000	10	400,000	9	330,000	10	310,000	9	なし	審議会:開催は不定期	H18.1.1 議会19.7.1
鹿島市	27,410	786,000	9	635,000	9	596,000	7	420,000	8	354,000	8	334,000	8	—	審議会:H27年度開催以降実績なし	H29.4.1

【県内10市の議員定数、報酬等の状況】

令和6年4月30日現在

団体名	人口 R6.3.31現在 (一部R6.4.1) A (人)	議員条例定数 B (人)	議員報酬月額 C (円)	議員1人当り人口 A/B (人) (小数点以下四捨五入)	人口1人当り 議員報酬月額 C×B/A (円) (円未満四捨五入)	政務活動費の有無 及び上限額	備 考
佐賀市	227,066	36	553,000	6,307	88	有/年600,000円	
唐津市	114,875	28	464,000	4,103	113	有/年360,000円	改正予定後の報酬額を記載 定員28人だが3名欠員
鳥栖市	74,071	22	413,000	3,367	123	有/年360,000円	
伊万里市	51,939	21	407,000	2,473	165	有/年250,000円	
武雄市	47,202	20	410,000	2,360	174	有/年100,000円	
多久市	17,796	15	345,000	1,186	291	無	
神埼市	30,332	18	310,000	1,685	184	有/年240,000円	
小城市	44,109	20	374,000	2,205	170	無	
嬉野市	24,580	16	310,000	1,536	202	有/年240,000円	
鹿島市	27,410	16	334,000	1,713	195	無	
10市平均 (4捨5入)	65,938		392,000	2,694	170		
佐賀市、唐津市除く平均 (4捨5入)	39,680		362,875	2,066	188		

鹿島市職員（一般行政職）の平均給料月額の推移（給与実態調査より）

年 度	平均給料月 額	平 均 年 齢 (各年4月1日現在)	期末・勤勉手当 (月数)	人 事 院 勧 告 改 定 率 (%)	備 考
平成15年度	328,200	40.5	4.40	△ 1.07	
平成16年度	321,800	39.9	4.40	0.00	
平成17年度	325,900	40.4	4.45	△ 0.36	
平成18年度	329,900	41.3	4.45	0.00	
平成19年度	332,400	41.5	4.50	0.35	
平成20年度	333,000	41.9	4.50	0.00	
平成21年度	335,800	42.3	4.15	△ 0.22	
平成22年度	333,300	42.4	3.95	△ 0.19	
平成23年度	329,700	42.1	3.95	△ 0.23	
平成24年度	328,600	42.5	3.95	0.00	
平成25年度	326,500	42.8	3.95	0.00	
平成26年度	328,600	43.2	4.10	0.27	
平成27年度	330,600	43.3	4.20	0.20	H27年度より佐賀県人事委員会勧告に準拠
平成28年度	333,300	43.7	4.30	△ 0.06	以降は県人事委員会勧告
平成29年度	332,000	43.5	4.40	0.00	
平成30年度	327,200	42.9	4.45	0.12	
平成31年度 (令和元年度)	326,200	42.8	4.50	0.03	
令和2年度	329,800	43.5	4.45	0.00	
令和3年度	329,600	43.4	4.30	0.00	
令和4年度	327,500	43.1	4.40	0.24	
令和5年度	324,700	42.6	4.50	1.08	

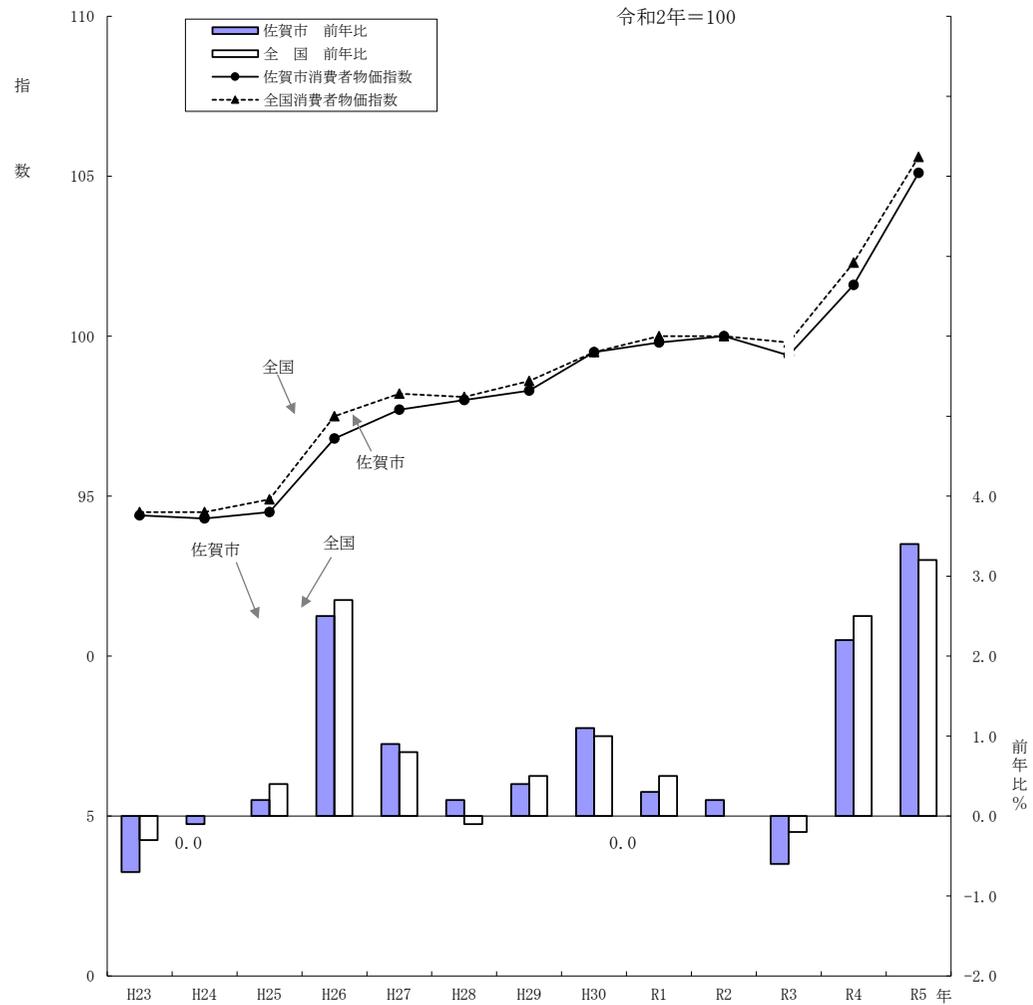
【県内10市の人口・財政規模調(人口規模順)】

区 分	佐賀市	唐津市	鳥栖市	伊万里市	武雄市	小城市	神崎市	
人 口 (令和5年1月1日現在)	229,427 人	116,323 人	74,537 人	52,721 人	47,502 人	44,365 人	30,485 人	
令和4年度普通会計決算	歳 出 (A)	110,932,324 千円	83,358,413 千円	36,140,100 千円	33,601,363 千円	29,881,910 千円	23,608,488 千円	19,874,421 千円
	人 件 費 (B)	15,704,749 千円	10,636,095 千円	4,276,839 千円	4,024,755 千円	3,382,136 千円	3,461,152 千円	2,511,794 千円
	(B) / (A)	14.2 %	12.8 %	13.7 %	12.0 %	11.3 %	14.7 %	12.6 %
	経 常 一 般 財 源 (C)	54,789,009 千円	34,783,429 千円	16,777,384 千円	15,220,736 千円	13,890,554 千円	12,403,482 千円	9,161,277 千円
	人件費充当経常一般財源 (D)	13,673,087 千円	9,256,807 千円	3,720,106 千円	3,606,539 千円	2,867,172 千円	3,056,617 千円	2,174,094 千円
	(D) / (C)	25.0 %	26.6 %	22.2 %	23.7 %	20.6 %	24.6 %	23.7 %
	経 常 収 支 比 率	93.8 %	88.0 %	84.1 %	84.9 %	94.3 %	92.9 %	92.0 %
	将 来 負 担 比 率	- %	114.4 %	- %	33.5 %	22.2 %	- %	37.0 %
財 政 力 指 数	0.64	0.43	0.93	0.57	0.48	0.41	0.44	
人 口 (令和4年1月1日現在)	230,316 人	117,789 人	74,037 人	53,336 人	47,951 人	44,639 人	30,792 人	
令和3年度普通会計決算	歳 出 (A)	114,767,392 千円	86,011,095 千円	33,634,140 千円	33,934,310 千円	30,958,555 千円	24,539,030 千円	18,455,414 千円
	人 件 費 (B)	15,340,441 千円	9,904,944 千円	4,261,099 千円	3,980,001 千円	3,395,769 千円	3,393,960 千円	2,540,279 千円
	(B) / (A)	13.4 %	11.5 %	12.7 %	11.7 %	11.0 %	13.8 %	13.8 %
	経 常 一 般 財 源 (C)	55,412,364 千円	34,869,186 千円	16,469,477 千円	14,816,255 千円	13,735,737 千円	12,399,825 千円	9,258,652 千円
	人件費充当経常一般財源 (D)	13,266,393 千円	8,805,971 千円	3,772,013 千円	3,519,888 千円	2,769,949 千円	2,991,880 千円	2,250,942 千円
	(D) / (C)	23.9 %	25.3 %	22.9 %	23.8 %	20.2 %	24.1 %	24.3 %
	経 常 収 支 比 率	89.2 %	85.2 %	81.0 %	84.0 %	86.1 %	88.3 %	89.6 %
	将 来 負 担 比 率	- %	115.2 %	- %	35.0 %	18.1 %	- %	50.6 %
財 政 力 指 数	0.64	0.42	0.94	0.57	0.49	0.41	0.44	

区 分		鹿 島 市	嬉 野 市	多 久 市
人 口 (令和5年1月1日現在)		27,692 人	25,090 人	18,276 人
令和4年度普通会計決算	歳 出 (A)	16,424,645 千円	20,603,033 千円	15,179,036 千円
	人 件 費 (B)	2,353,081 千円	2,194,734 千円	1,915,569 千円
	(B) / (A)	14.3 %	10.7 %	12.6 %
	経 常 一 般 財 源 (C)	7,466,172 千円	8,108,958 千円	6,313,072 千円
	人件費充当経常一般財源 (D)	1,760,164 千円	1,954,409 千円	1,391,473 千円
	(D) / (C)	23.6 %	24.1 %	22.0 %
	経 常 収 支 比 率	91.7 %	85.2 %	95.8 %
	将 来 負 担 比 率	93.5 %	- %	- %
財 政 力 指 数		0.48	0.37	0.37
人 口 (令和4年1月1日現在)		28,007 人	25,323 人	18,568 人
令和3年度普通会計決算	歳 出 (A)	17,543,490 千円	20,033,797 千円	14,852,737 千円
	人 件 費 (B)	2,293,793 千円	2,227,455 千円	1,817,930 千円
	(B) / (A)	13.1 %	11.1 %	12.2 %
	経 常 一 般 財 源 (C)	7,528,136 千円	8,124,785 千円	6,208,180 千円
	人件費充当経常一般財源 (D)	1,762,044 千円	1,965,792 千円	1,407,831 千円
	(D) / (C)	23.4 %	24.2 %	22.7 %
	経 常 収 支 比 率	87.3 %	83.4 %	91.2 %
	将 来 負 担 比 率	79.6 %	8.7 %	- %
財 政 力 指 数		0.48	0.37	0.37

(参考) I 令和5年佐賀市消費者物価の動向

図1 消費者物価指数（総合）と前年比の推移



グラフ：佐賀県HPより

○鹿島市特別職報酬等審議会条例

昭和39年9月21日

条例第7号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため鹿島市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育委員会の教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織し、その委員は鹿島市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策総務部において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例

昭和30年3月16日条例第14号

鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例（昭和29年条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、鹿島市議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給額）

第2条 議員報酬及び職務のため出張したときの費用弁償の額は、別表による。

2 定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のため出席したときは、費用弁償として、日額1,800円を支給する。

（議員報酬）

第3条 議員報酬の計算期間は、毎月の1日から末日までとする。

2 前項による議員報酬の支給定日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当るときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

3 退職又は失職若しくは死亡した場合にはその日までの議員報酬を、新たに議員となった者にはその日からの議員報酬をそれぞれ日割計算により支給する。

（費用弁償）

第4条 職務のため出張したときの費用弁償の支給については、この条例に定めるもののほか、市長及び副市長に対する旅費支給の例による。

（期末手当）

第5条 議員に対しては、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の支給については、鹿島市職員給与条例（昭和29年条例第10号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額については、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、議員報酬月額に、当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

別表 議員報酬及び費用弁償額表

区分	議員報酬月額	費用弁償額				
		鉄道賃	船賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
議長	420,000円	市長の受ける旅費相当額				
副議長	354,000円	副市長の受ける旅費相当額				
議員	334,000円					

○市長及び副市長の諸給与条例

昭和29年6月5日

条例第21号

(趣旨)

第1条 市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料その他の給与については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給料)

第2条 市長等の給料月額、別表による。

(通勤手当)

第3条 市長等に対しては、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、鹿島市職員給与条例（昭和29年条例第10号以下「給与条例」という。）第10条の2の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当)

第4条 市長等に対しては、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員（以下「市一般職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額に、当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前項に定めるもののほか、期末手当の額については、給与条例第19条の規定を準用する。

(支給方法)

第5条 前3条に掲げる給与の支給については、市一般職員の例による。

別表 給料額表

区分	給料月額
市長	786,000円
副市長	635,000円

○教育長の給与等に関する条例

平成2年12月25日

条例第21号

教育長の給与等に関する条例（昭和40年条例第25号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与、退職手当、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第2条 教育長の給料月額を、596,000円とする。

（通勤手当）

第3条 教育長に対しては、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、鹿島市職員給与条例（昭和29年条例第10号。以下「給与条例」という。）第10条の2の規定を準用して算出された額とする。

（期末手当）

第4条 教育長に対しては、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当の基礎額は、給料月額に、当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前項に定めるもののほか、期末手当の額については、給与条例第19条の規定を準用する。

（退職手当）

第5条 教育長の退職手当は、退職又は死亡当時の給料月額に、次に定める支給割合及び在職期間の月数を乗じて得た額とする。
100分の20

2 前項に定めるもののほか、退職手当の支給等については、特別職の退職手当に関する支給条例（昭和30年条例第11号）の規定を準用する。

（旅費）

第6条 教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給し、その額は、副市長の受ける旅費相当額とする。

～第7条、第8条（略）～

（給与等の支給方法）

第9条 教育長の給与等の支給方法については、一般職の職員の例による。

過去の答申内容

答申年月日	結論	結論概要	ページ数
平成 16 年度 答申書 (H17. 1. 27)	減額改定	市町村合併をしなかったことによる市の財政状況等を総合的に勘案した結果、減額が適当	p 1
平成 17 年度 答申書 (H18. 1. 31)	据え置き (議員のみ 減額改定)	社会経済、市の財政状況を勘案した結果、市長・副市長は据え置き、議員は減額が妥当	p 3
平成 18 年度 答申書 (H19. 6. 4)	据え置き (議員のみ 減額改定)	社会経済、市の財政状況を勘案した結果、市長・副市長は据え置き、議員は減額が妥当	p 5
平成 19 年度 答申書 (H20. 2. 19)	据え置き	【報酬】社会経済、市の財政状況を勘案した結果、据え置きが妥当 【政務調査費】創設は妥当ではないと判断	p 8
平成 20 年度 答申書 (H21. 2. 25)	据え置き	財政基盤強化計画の達成状況から引き上げについても検討されたが、急激な景気の冷え込み等社会情勢を勘案すれば据え置きが妥当	p 11
平成 21 年度 答申書 (H22. 3. 8)	据え置き	社会経済、市の財政状況を勘案した結果、据え置きが妥当。	p 13
平成 22 年度 答申書 (H23. 2. 16)	据え置き	【報酬】社会経済、市の財政状況を勘案した結果、据え置きが妥当。 【政務調査費】用途に関する批判も多い。議会内でも議論を深めてもらったうえで見極めたい。	p 15
平成 23 年度 答申書 (H24. 2. 20)	据え置き	【報酬】経済情勢、人勸マイナス勧告など減額要素はあるものの、H17年度に大幅な減額がなされており、他市町と比較しても据え置きが妥当。 【政務調査費】用途に関する被批判もあり創設見送り	p 17

平成 24 年度 答申書 (H25. 2. 21)	据え置き	【報酬】財政基盤強化の結果については高く評価するものの、社会情勢を勘案すると据え置きが妥当 【政務調査費】議会内での議論も踏まえ創設は見送り	p 20
平成 25 年度 答申書 (H25. 8. 12)	減額改定 臨時特例措置	東日本大震災を踏まえた臨時特例による減額	p 22
平成 26 年度 答申書 (H27. 3. 18)	据え置き	人勧プラス勧告ではあるものの、民間の給与実態等、社会経済情勢を鑑みると引き上げる状況ではない。	p 25
平成 27 年度 答申書 (H28. 3. 25)	増額改定	引き上げの方向で議論し、市の財政面での懸念もあったが、今後への期待感、これまでの減額措置を勘案し引き上げが妥当	p 28